

2 官業改革

(1) 施設等の整備・管理・運営等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構【平成 19 年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置】

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、「運輸施設の整備を促進するための助成その他支援」を事業目的として国の社会的インフラを支えてきたが、昨今、政府による金融活動の改革及び政府の債権債務の大幅削減が求められている中、今後これまでのような大幅な鉄道整備のニーズは見込めないこと、さらに国内海運が厳しい局面にあること等を踏まえれば、同機構に集中した複数のリスクを低減させるためにも、民間にできる業務は民間に委ね、同機構が保有する資産の圧縮を図る。

具体的には、鉄道建設・保有業務については、民鉄線（鉄道建設・運輸施設整備支援機構においてP線に区分されるもの）を建設して鉄道事業者に譲渡してきたが、今後は新規の建設・譲渡は行われず、また、これに伴い、債権回収・債務返済業務を着実かつ効率的に行うことが求められていることから、借換えを行う際の資金調達コストの縮減に一層取り組むとともに、債務者である鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提として、期限前返済に係る条件を検討する。（官業ア a）

また、船舶共有建造等業務については、現在、約 378 億円もの債務超過状態にあることから、信用リスクの外部審査委託など債権管理・回収強化に努めているが、さらに、民間金融機関で行われている信用リスク管理手法を参考にしてリスク管理体制を強化し、財務内容の改善を図る。（官業ア b）

さらに、高度船舶技術開発等業務については、助成金交付業務、利子補給業務及び債務保証業務が、技術の開発支援・実用化支援の一環として一体的に運営されていることを踏まえ、次期中期計画策定時に、実績の少ない業務についてニーズや有効性の検証等を行うことにより、業務の財務基盤となっている信用基金の存続の必要性を含め総合的に見直す。（官業ア c）

独立行政法人都市再生機構

ア 都市再生事業【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

都市再生事業における都市再生機構の役割は、大規模で長期間を要し地価や金利等の変動によるリスクが大きいこと、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採

算性が低いことなどの要因から民間事業者では負担しきれない事業リスクを負担し、民間を都市再生へ誘導することとされているが、その一層の徹底を図るため今後、機構の行う都市再生事業については、以下の措置を講じる。

- a 機構の行うべき都市再生事業を民間のみでは実施困難なものとするため、例えば、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなど機構が事業を行うことができる基準を明確化する。(官業ア a)
- b 現在、事業が進んでいるものの中で、リスクが少なく民間に売却が可能であり、当該地域のまちづくりの方針との関係で支障がないものについては、事業の初期段階であるかどうかにかかわらず売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。(官業ア b)
- c 事業に際しては、良質なまちづくりの実現を図るとともに土地の有効高度利用を図ることによって売却価額の高額化をはかるなど、事業総価値の最大化を目指す。(官業ア c)

イ 賃貸住宅事業【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

都市再生機構の賃貸住宅は、これまで、市場からの賃貸住宅の供給が不足する中で市場において住宅を確保することが困難な者の居住の安定の確保、ファミリー向け賃貸住宅の質の向上等の機能を果たしてきた。しかしながら、現在の 77 万戸の規模が過大であるうえ、その質においてもセーフティネットとしての役割を果たしていく上で問題のあるものも多い。賃貸住宅事業における、機構本来の役割を果たすべく、居住者の居住の安定に配慮した上で、以下の措置を講じる。

- a 機構の保有する賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては、機構本来の役割に徹するべく地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すため、当該団体と協議する。(官業ア d)
- b 老朽化した賃貸住宅の建替え事業の際、機構法第 26 条第 1 項第 2 号の基準を厳格に運用し建て替え事業を厳選するとともに、建て替え事業の目的や必要性を公表することにより同条が適切に運用されていることを検証し得る条件の整備、周辺棟・団地等への移転を積極的に活用するなど、現在の制度を抜本的に見直す。これに伴い、家賃減額についても、縮小の方向で見直す。(官業ア e)
- c 建替え事業の際に、建物を広域的に集約化し、その結果生じる整備敷地(余剰地)については、公共施設用地や民間の住宅用地として供し、資産の圧縮に努める。(官業ア f)
- d 機構の持つ 77 万戸の賃貸住宅について適正化に向けた今後の削減目標を明確にする。(官業ア g)

- e 既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。(官業ア h)
- f 管理業務においては、入札などを行い、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、業務の効率化と管理コストの削減を図る。(官業ア i)

ウ 経過業務【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

ニュータウン整備事業については、新規事業は着手しないこととしているが、既に実施中の事業については、中期目標において、平成 25 年度末までに工事完了、平成 30 年度末までに供給完了とされており、今後も膨大な事業コストが発生すると思われる。これらは、積極的に、中止、縮小等事業の見直し、民間事業者への早期売却を一層促進する。(官業ア j)

エ 資産圧縮等【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

上記のような、事業中止、事業規模縮小、コスト削減の取組に加え、下記取組により、資産圧縮を図る。

- a 建替え事業に伴う整備敷地（余剰地）の売却促進、事業用定期借地（底地）の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図る。(官業ア k)
- b 機構の経営改善計画によると、繰越欠損金の解消時期は、平成 30 年度末となっているが、繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行う。(官業ア l)

オ 関連会社等の整理合理化の推進【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成 13 年度末で 58 社あった特定関連会社及び関連会社を 18 年度末までに 28 社に再編整理したところである。その内訳は清算が 1 社、株式売却による自立化が 8 社、残り 21 社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社の数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進める。(官業ア m)

カ 関連会社等の実施する業務の抜本的見直し【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間 3,142 億円（17 年度実績）の工事、管理業務等を外部に発注しており、そのうち約 630 億円（同）が関連会社等に対する随意契約である。機構の関

連会社等においては、累次の閣議決定等に基づき、民間と競合する大・中規模補修工事や、実施設計、測量業務など民間に委ね得る業務から撤退するなど、段階的に一般の民間企業が実施可能な業務から撤退してきたところである。現在、機構の関連会社等は機構の競争入札には参加せず、機構の本体業務に密接に関連する業務について、機構との随意契約に基づき受注している。

関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討する。(官業ア n)

キ 関連会社等以外への外部発注業務の競争化の推進【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間 3,142 億円(17 年度実績)の工事、管理業務等を外部に発注しており、そのうち約 4 割(同:1,258 億円)が随意契約によるものである。関連会社等と随意契約で行っている業務の取扱いに関してはカで示したとおりであるが、これ以外の者との随意契約についても、競争化を推進することによりコストの削減が可能となると考えられる。

このため、関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等(競争入札・企画競争等)に移行する。(官業ア c)

独立行政法人日本万国博覧会記念機構【平成 19 年度までに結論、以降速やかに措置】

日本万国博覧会記念機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務については、既に施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等について民間開放を実施しているが、今後とも更なる業務効率化を図る観点から、民間開放の対象業務拡大について検討し、必要な措置を講ずる。(官業ア a)

また、基金事業についても、一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努める。(官業ア b)

船員保険保養所【平成 19 年度結論、平成 20 年度以降実施】

船員保険保養所については、平成 17 年度末までにその数を平成 13 年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27 施設のうち約半数の 13 施設が既に廃止されたが、

残り 14 施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」においては、平成 18 年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成 19 年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成 22 年度までに行うよう努める。(官業ア)

政府管掌健康保険保養所

政府管掌健康保険保養所については、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において、厚生労働省にて、平成 16 年度中に整理合理化計画を策定し、平成 17 年度に設置予定の独立行政法人へ当該施設を現物出資し、5 年を目処にそれらを民間等に売却することとなっているが、利用料で運営経費をまかなえない施設も多いことから、整理合理化計画を前倒しで実施するとともに、運営収支の改善がみられない施設は、速やかに廃止・売却することとしている。

これを受けて、平成 17 年 10 月に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」(平成 17 年 3 月 31 日)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、現在、同機構が、現物出資された施設について、一般競争入札による民間等への売却を進めているところであり、平成 22 年 9 月末までにすべての施設を譲渡・廃止することとなっている。

ア 施設売却業務の委託【平成 19 年度結論、平成 20 年度措置】

機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施する。(官業ア b)

また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものである。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。

したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあっては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保するかたちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施する。(官業ア c)

イ 最低売却価格の取扱【平成 19 年度措置】

機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。

現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価 3 億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格(売却基準価額・買受可能価額、見積価額)を設定し、それらをすべて公表している。したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示する。(官業ア d)

ウ 施設購入者からの媒介手数料の徴収【平成 19 年度措置】

これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料收受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から收受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じる。(官業ア e)

京都年金基金センター【平成 19 年度以降逐次実施】

京都年金基金センター(「らんざん」)は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。

平成 17 年度の運営状況は、約 2500 万円の赤字であり、宿泊室稼働率も 60%となっているが、経営改善の一環として、平成 17 年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成 18 年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成 18 年度における運営状況（見込み）は約 500 万円の黒字となり、宿泊室稼働率も 73.6%と向上している。

したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行う。（ 官業ア ）

雇用促進住宅【平成 19 年度以降縮小、遅くとも平成 33 年度までに廃止】

雇用・能力開発機構が管理する雇用促進住宅については、規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」（平成 17 年 12 月 21 日）において、その業務の見直しに関する提言がなされた。すなわち、事業廃止までに 30 年かけるという従来の考え方を撤回すること、老朽化又は陳腐化している住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡する方法以外の新たな方法を検討すること、築年次の新しい住宅については、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等による売却を検討すること、等であり、これらについては、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に盛り込み閣議決定を行っている。

これを受けて、機構においては、住宅の譲渡・廃止については、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、譲渡・廃止までの年限及び売却方策について検討を行い、平成 33 年度までに譲渡・廃止を完了すること、住宅の売却方法の一つとして、更地にして民間等に一般競争入札により売却する方法を加えること、不動産鑑定により住宅の資産価値を評価し、建物を継続して使用した方が評価額が高い場合は、建物を取り壊さず、土地・建物一体で一般競争入札により民間等に売却すること、等を決定した。

このように雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成 33 年度までにすべての処理を完了する。

また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準（「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決

定)」)を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進める。(官業ア)

(2) 検査・登録等

自動車検査独立行政法人【平成18年度結論、平成19年度中に措置】

自動車の継続検査(いわゆる車検)については、約70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。

しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認めておらず、残りの約30%については、自動車検査独立行政法人において検査を実施しているところである。

自動車検査については、今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図る。(官業イ)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター【平成18年度検討開始、平成19年度措置】

農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。

このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。(官業イ a)

また、現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。(官業イ b)

さらに、農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。(官業イ c)

普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。

これまでも、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきたところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。(官業イ d)

独立行政法人種苗管理センター【平成 19 年度措置】

品種登録については、区別性、均一性、安定性を厳格に審査するため、栽培試験における再試験率が高くなっているが、登録の遅延は、申請者において得るべき育成者権が早期に得られないといったリスクを内包している状態にある。

このため、再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。(官業イ a)

また、品種登録業務の民間開放については、業務の一部である栽培試験においてのみ民間開放を行っているが、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「品種登録は、出願された品種について、他の者の利用を排除する排他的独占権がある育成者権を付与するものであるため、高いレベルの中立性及び公平性の担保が求められるものであると主張されている。しかしながら、中立性及び公正性の保持義務を制度上又は契約上課すことによって十分にこれらを担保できるものである。したがって、栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進する。【平成17年度中に措置】」としていることから、栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。(官業イ b)

さらに、原原種生産については、民間参入に係る規制は存在しないものの、おおもとなる健全無病な原原種を確実に生産し、安定的に供給するには相当のコストを要するため、種苗管理センターでは多額の公費投入により原原種生産を行っている。同センターの原原種生産は、知事がまとめた生産者団体等の要望を踏まえた生産計画により行っているが、日本の農産物の競争力向上のため、さらにマーケットのニーズに的確に対応することが重要である。現在、同センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。

なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。(官業イ c)

(3) 研究・研修等

独立行政法人労働政策研究・研修機構【平成 18 年度結論、平成 19 年度中に措置】

労働政策研究・研修機構が行う研究事業においては、中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に係るテーマに対応したプロジェクト研究及び個別研究を行っ

ているが、そのすべてを機構自らが行う必然性はないものと考えられる。したがって、機構が行う研究は、労働政策の企画立案に資するプロジェクト研究及び厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止する。(官業ウ a)

さらに、研究実施者については選定・評価を厳格に行うとともに、過去の業績を的確に評価すること等、審査の客観性・透明性を高めるための厳格・公正な選定基準を予め明示したうえで、公募による選定を導入する。(官業ウ b)

併せて、すべての研究について、事後に政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開する。(官業ウ c)

また、研修事業についても、その内容を詳細に検討し、民間で実施可能な内容については、民間開放を推進する。(官業ウ d)

独立行政法人酒類総合研究所【平成 19 年度中に検討開始、結論を得次第措置】

酒類総合研究所の業務のうち、酒類の分析・鑑定やその手法開発等の業務については、酒類のアルコール度数等を分析し、どの品目に該当するかという鑑定を適正に遂行する業務であり、酒税の賦課と一体をなすものであるが、一定の分析能力は国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関も有している。また、酒類総合研究所は酒類に関する基礎的・基盤的な研究を中心として、中小企業では対応できない応用研究等を行っているが、国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関においても個々の酒類・分野に関する研究は行われている。このような観点を踏まえ、「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申」(平成 16 年 12 月 24 日)に基づき、独立行政法人酒類総合研究所法(平成 11 年法律第 164 号)の改正により、いわゆる非公務員型の独立行政法人化を行ったところである。

酒類総合研究所の研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図る。(官業ウ a)

また、酒類の分析業務についても、中立性を保ちつつ、民間開放を推進する。(官業ウ b)

独立行政法人日本学生支援機構【平成 18 年度結論、平成 19 年度中に措置】

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などを統合し、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成 16 年 4 月に設立した独立行政法人である。

当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では

政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施しているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しを行うべきである。まず、回収業務については、平成 17 年度における要回収額に係る回収率は 78.2%、平成 16 年度の 77.9% に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。(官業ウ a)

また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討する。(官業ウ b)

さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント(セミナー、フェスタ等)、教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討する。(官業ウ c)

(4) その他

独立行政法人緑資源機構【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにする。(官業オ a)

また、緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図る。(官業オ b)

さらに、緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定する。(官業オ c)

独立行政法人日本貿易振興機構【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求める。(官業才 a)

また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進する。(官業才 b)